

令和 3 年 1 月 25 日

第 73 期新任判事補 殿

新任判事補研さん指導官一同

### 研さんカリキュラムについて

新任判事補は、配属部における事件処理を通して日々自己研さんに励み、自律的成長を遂げていくことが期待されているが、当庁においては、この配属部における研さんを補完する目的をもって、種々の研さんカリキュラムを準備している。その主なものを以下に説明する。新任判事補は、配属部における職務に精励するとともに、以下のカリキュラムにも積極的に参加し、研さんの実を上げることが期待されている。

#### 第 1 共通の研さんカリキュラム

##### 1 1 年次

###### 【窓口等研さん】

窓口等研さんは、新任判事補が、裁判所の一職員の立場で、担当者の指導のもとに、裁判所の窓口業務を実際に見学、体験するという研さんカリキュラムである。

新任判事補は、このカリキュラムにおける体験を通して、市民のニーズや見方を実感し、市民に対して司法サービスを提供するという裁判所の社会的役割を自覚するとともに、裁判所の窓口等における職員の職務内容を知り、職員との協働関係の重要性について理解を深めることが期待されている。

大阪地裁のみならず、他庁である大阪簡裁の協力により実施できるものであり、かつ、市民に直接接する実際の業務の中で行われるカリキュラムであるので、真摯な姿勢で取り組む必要がある。

実施回数は、各裁判官について、令和3年2月から3月までに、地裁見学型1回、簡裁見学型1回及び同体験型1回（各半日）となる予定である。各裁判官の研さん日程については、「窓口研さん日程表」のとおりである。詳細については、事前説明会（令和3年1月29日（金）午後5時30分実施）において説明する予定である。

#### 【令状部研さん】

新任判事補は、休日の令状日直当番（早番・午前9時から午後3時まで、補充・午後1時から午後5時まで）及び平日・休日の令状宿直当番（午後5時から翌日午前9時まで。ただし男性裁判官のみ）が割り当てられ、通常の執務として令状事件の処理を担当することになる。

そこで、単独で令状の事件処理を担当する前に、①令状部裁判官による講義、②令状部裁判官の指導による令状事件処理3回（各終日）、③事件処理後の問題点検討会を行う予定としている。

具体的な日程については、「令状部研さん日程表」のとおりである。

#### 【首席書記官の講義】

民事、刑事の各首席書記官から、書記官制度や書記官の執務に関する基礎的な知識についての講義を受け、書記官の事務の実情や、書記官をはじめとする一般職の執務の在り方を考えることなどを目的とするカリキュラムである。

裁判官は、新任判事補であっても、裁判手続の主宰者であり、裁判運営を支える官職としての書記官の事務の実情を十分把握しておく必要がある。裁判官として、事務を命ずる権限を有することと責任の重さを自覚し、裁判所職員の執務の在り方や、合理的な事務の実現に向けて主体的に関与する責務があることを理解することが期待される。

令和3年2月25日（木）午後5時30分に実施する予定である。

2 2年次

【特別部（保全、倒産、執行部）研さん】

民事特殊事件につき、実際の事件処理を通じて実務を学ぶ機会を与えるため、保全部、倒産部、執行部において数日間、事件処理を担当するというカリキュラムを予定している。いずれの部においても、各部の裁判官による事前の講義、実際の事件処理、研さん終了後の検討会を実施する予定である。

日程等は後日連絡するが、令和3年4月頃から適宜実施する予定である。

保全、倒産、執行事件は、将来的には、いずれ実務で担当することが見込まれるし、また、通常の民事事件を処理する上でも周辺知識として必要とされる分野であることから、2年次の特殊部研さんまでに、自主的にある程度の準備をしておくことが望ましい。

3 各年次

【関西空港税関支署見学】

薬物密輸事件その他の関税法違反事件等に関連する関西空港税関支署の事務の実情を認識し、その理解を深めるため、施設見学を行う。隔年で実施しているが、次回は未定である。

【大阪国税不服審判所見学】

税務処分に対する不服申立機関であり、判事補の派遣先でもある大阪国税不服審判所を訪問し、審判官との座談会等を通じて、準司法機関の審理等について理解を深めることを目的とする。隔年で実施しているが、次回は、未定である。

## 第2 民事部配属裁判官の研さんカリキュラム

### 1 1年次

#### 【判決書研究会】

新任判事補に判決書の作成に関する指針、実務上の留意点、技術的事項等を習得させることを目的とするカリキュラムである。

新任判事補は、基本的には、配属部における合議事件の審理、判決を通じ、裁判官としての基礎的な事実認定の手法、判断過程を理解し、判決というまとまった文章に表現できるスキルを身につけることが期待される。

まず、着任後間もない時期に、判決書作成に関する基本的な講義が実施される（研究会①、開催日時は、令和3年2月19日（金）午後5時30分から）。その後、配属部において、約2か月間、典型的な民事事件（単独相当事案を中心とする）の審理、合議及び判決書の作成を担当した後、研さん指導官等との意見交換などを行い（研究会②、開催日時は、同年4月下旬から5月頃を予定），問題点や成果の共有化を図る。

#### 【証拠保全研究会】

民事部配属の新任判事補は、着任直後から、証拠保全事件や訴え提起前ににおける証拠収集処分事件を単独で担当することになるため、その前に、これらについての実務的、理論的问题を研究することを目的とするカリキュラムである。

当研究会では、3年次で民事部配属の新任判事補が準備及び司会進行を担当し、1年次の民事部配属の新任判事補及び2年次の刑事部配属の新任判事補等を対象として、証拠保全事件の処理に当たり注意すべき事項、事件処理の実際につき体験談を交えながら検討するとともに、訴え提起前における証拠収集の処分の手続についても解説する予定である。

開催日時は、令和3年2月2日（火）午後5時30分からの実施を予定し

ている。

## 【交通控訴事件講義】

新任判事補は、簡裁の交通控訴事件として交通損害賠償事件を担当する機会が少なくないため、交通控訴事件の審理、和解、判決についての実務上の留意点や工夫等を習得させることを目的とするカリキュラムである。交通部の裁判官による講義を予定しているが、参加新補がある程度交通控訴事件を経験した時期（令和3年秋頃）に実施することを予定しているため、講師に対する事前の質問事項の提出等の積極的な参加が望まれる。

2 年次

【事実認定研究会】

原審と控訴審で認定が異なるなど事実認定が問題となった実際の事件記録を使用して、当該事件の事実認定上の問題点（証拠の評価、事実の見方、実際の事件処理等）についての検討、報告、討論を行うことによって、事実認定の在り方を研究することを目的とするカリキュラムである。開催日時は、令和3年秋頃を予定している。

当カリキュラムは、事前に各自が記録を検討した上でレポートを提出し、その結論ごとに2，3のグループに分かれ、各グループごとに事前の準備をし、簡単な報告をした上、ディベートを行うという方法を予定しているので、全員が積極的に討議に参加することが望まれる。

【交通控訴事件講義】

令和4年秋頃、

交通控訴事件講義を受ける予定である。

### 3 各年次

#### 【民事法研究会】

研究者や弁護士、高裁裁判官等から、広く民事裁判に関する講演等を聞き、質疑応答や懇談を通じて、民事裁判についての多角的な視点を養い、日常の実務処理の在り方を考えることを目的とする。講師等が決まり次第、隨時開催する。当カリキュラムは、各年次の民事部配属判事補と合同で実施する。

### 第3 刑事部配属裁判官の研さんカリキュラム

#### 【判決書研究会】

判決書の作成に関する指針、実務上の留意点、技術的事項等を習得することを目的とするカリキュラムである。

合議事件の主任裁判官として本格的に事件を処理するのに先立ち、判決書を起案する際の基本的な考え方や注意点を学ぶため、①研さん指導官による講義及び②着任からの事件処理を踏まえた事後検討会（新任判事補から、判決書作成に関わる問題を提出してもらう予定である。問題の提出期限は、追って連絡する。）を行う予定としている。

①の開催日時は、令和3年2月中旬②の開催日時は令和3年7月上旬を予定している。

#### 【判例輪読会】

実体法上及び手続法上の重要な論点を含む最高裁又は高裁等の刑事判例について、指導担当部の裁判官を交えて、研究討論を行う。開催日時は、令和4年1月初旬頃を予定している。

報告担当者は、関連する裁判例や学説等について十分に検討し、また、報告担当者以外の出席者も、積極的に討論に参加できるよう、事前に十分な準備をしておくことが望まれる。

#### 【左陪席実務研究会】

合議事件の主任裁判官として、書記官と協働して事前準備や期日間準備を進めたり、法廷における裁判長による訴訟指揮を補佐したりする際、あるいは証拠決定等個々の裁判や判決起案等をする際に抱いた問題意識を発表し、討論することにより、日頃の事件処理の在り方や理論上の根拠について、改めて考察することを目的とする。

開催日時は、令和 3 年 9 月から 10 月頃を予定している。

### 【刑事法研究会】

不定期の企画として、刑事法研究者や検察官、弁護士、高裁裁判官等から、広く刑事裁判に関する話を聞き、質疑応答や懇談を通じて、刑事裁判についての視野を広め、日頃の実務処理の在り方を考えることとする。

### 【各種施設見学】

刑事裁判手続に関連する拘置所や矯正施設、更生保護施設の現状を認識し、その理解を深めるため、それらの施設の見学を行う。

### 【証拠保全研究会】

令和 4 年 2 月頃、

証拠保全研究会を行う。

### 【刑事訟廷事務に関する講義】

刑事部の各部での事件処理の前後などに、刑事訟廷（特に事件係及び記録係）において行われている事務処理につき、刑事訟廷の幹部職員による講義を行う。

#### 第4 任意参加の研究会等

##### 【大阪民事実務研究会】

当庁の民事部には、裁判官の私的な研究会として、大阪民事実務研究会が置かれ、おおむね各月1回（原則的には第3週の土曜日），研究会が開催されている。

研究会の報告の一部は、判例タイムズ誌上に発表されているが、研究会には、関西在住の大学の研究者も参加され、主として右陪席クラスの裁判官の報告に基づき、実務上生ずる問題点について理論上、実務上の両面から討議が行われている。

先輩裁判官の間でされる議論を傍聴しているだけでも非常に有益な機会であるので、休日の研究会であるが、新任判事補も積極的に出席することが望まれる。

##### 【海外司法制度研究会】

社会全体が急速に国際化する中、日本から外国留学や在外研究に出る裁判官の数が増加し、また、外国からも多数の裁判官が大阪地裁を訪れているように、裁判官の国際交流が極めて活発になっている。そこで、これらの状況を踏まえ、当庁においては、とりわけ若手の裁判官が、外国の司法事情に対して幅広い理解と関心を持つことを目的とし、また、当庁を訪れる外国の裁判官との交流による相互理解を深めるための母体として、海外司法制度研究会が置かれている。

この研究会では、留学や在外研究の経験者等の協力を得て、平日の午後5時30分以降に海外の司法の実情についての講演などを行うことを予定している。任意の研究会であるが、積極的に出席することが望まれる。

以上

【73期新任判事補 窓口研さん及び令状部研さん日程表】

令和2年	吉田 開	籾野 拓輝	林村 優雅	上田 郁也	宮澤 裕登	小西池 将	比舎 昌志	日中行事	時間外行事
	3民	8民	9民	23民	5刑	6刑	13刑		
1月25日	月							着任関係行事	
1月26日	火							16:00民事部会 16:45情報セキュリティ説明会	
1月27日	水								
1月28日	木								
1月29日	金								窓口研さん説明会
2月1日	月					地	地		令状裁判官講義
2月2日	火	令状①	令状①						証拠保全研究会(民) 法曹三者若手会(刑)
2月3日	水			地	地				
2月4日	木			令状①	令状①				
2月5日	金		地		地				
2月8日	月				令状①		令状①		
2月9日	火							PM長官講話	
2月10日	水	地							
2月12日	金								
2月15日	月				簡見	令状①			
2月16日	火				簡見		簡見		
2月17日	水	令状②			令状②				
2月18日	木		簡見			簡見			
2月19日	金							判決書勉強会(民)	
2月22日	月	令状②			令状②				
2月24日	水	簡見	簡見					海外司法制度研究会	
2月25日	木							首席書記官講義	
2月26日	金								
3月1日	月		令状②		令状②				
3月2日	火				簡體	簡體			
3月3日	水	簡體	簡體		令狀③	令狀③		法曹三者意見交換会(刑)	
3月4日	木			簡體			簡體		
3月5日	金								
3月8日	月	令狀③		簡體	令狀②				
3月9日	火								
3月10日	水								
3月11日	木								
3月12日	金								
3月15日	月		令狀③		令狀③				
3月16日	火						16:00刑事部会		
3月17日	水	令狀③					令狀③		
3月18日	木								
3月19日	金						16:00民事部会		
3月22日	月							窓口研さん事後報告会	
3月23日	火							令状問題検討会	
3月24日	水							PM民間企業研修報告会	
3月25日	木								
3月26日	金								

※ 窓口研さんは、地裁民事訟廷で1回、簡裁民事訟廷で2回ずつ行います(いずれも午後半日)

※ 令状部研さんは3回ずつ(いずれも全日)行います。